

〔令和2年11月30日〕
規則第7号

改正 令和7年6月30日規則第12号

独立行政法人大学入試センター大学入学共通テスト問題評価・分析委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）に、大学入学共通テストの試験問題（以下「試験問題」という。）の外部評価及び自己点検・分析・評価を行うため、大学入学共通テスト問題評価・分析委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会は、試験・研究統括官のほか次に掲げる委員で組織し、理事長が委嘱する。

- 一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条に規定する指導主事その他の高等学校等教育関係者 95人以内
- 二 問題作成部会の教科・科目等別問題作成分科会（特別問題作成分科会を除く。）の各分科会長及び副分科会長
- 三 問題作成部会の教科・科目等別問題作成分科会の専門分科会の各専門分科会長及び副専門分科会長
- 四 その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第1号及び第4号に掲げる委員については2年とし、第2号及び第3号に掲げる委員については、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前条第1号及び第4号に掲げる委員の任期については、前項の規定にかかわらず、必要に応じて1年とすることができる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、試験・研究統括官をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、理事長の求めに応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第7条 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員が委員としての職務を遂行する上での義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められるときは、これを解嘱することができる。なお、機関から派遣された委員等にあつては、解嘱の際、その理由を当該委員等の所属機関の長に報告する。

(分科会)

第8条 委員会に、次の分科会を置く。

一 外部評価分科会

二 自己点検・分析・評価分科会

(外部評価分科会)

第9条 外部評価分科会は、第2条第1号及び第4号の委員で構成する。

2 外部評価分科会は、大学入試センター研究開発部による試験結果の分析等を参考にして、高等学校教育に携わる専門的立場から外部評価を行う。

(自己点検・分析・評価分科会)

第10条 自己点検・分析・評価分科会は、第2条第2号及び第3号の委員で構成する。

2 自己点検・分析・評価分科会は、外部評価分科会及び関係教育研究団体の外部評価並びに大学入試センター研究開発部による試験結果の分析等を踏まえた上で、自己点検・分析・評価を行う。

(分科会長)

第11条 各分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員のうちから理事長が指名する。

2 分科会長は、分科会の会務を掌理し、外部評価又は自己点検・分析・評価の結果を委員長に提出する。

(教育研究団体による外部評価)

第12条 委員長は、関係教育研究団体に対して、試験問題の外部評価を依頼することができる。

(評価)

第13条 試験問題の評価方法等については、別に定める。

(評価結果の報告)

第14条 委員長は、外部評価及び自己点検・分析・評価の結果を報告書にまとめ、理事長に提出する。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、事業第二課において処理する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日）

この規則は、令和7年7月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。